

# いじめ防止基本方針

本方針は、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に新発田市・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定する。

**いじめについての基本的な考え方**  
いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

## いじめ防止等のための全体計画

### 組織

いじめ・不登校  
対策委員会

サポート会議

新発田市SSW

目的：いじめの防止・早期発見・対処に関する取組を実効的に行う。  
構成員：校長、教頭、教務主任、生活指導主任、児童支援加配、養護教諭、他  
会議：毎月1回定例化  
役割：①学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証等  
②いじめの相談・通報の窓口  
③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集記録等  
④いじめに関する緊急会議の実施、調査と指導支援の決定、保護者・外部機関との連携

\*日常的にいじめ問題や生徒指導上の課題に関して対応する組織（毎週1回開催）

\*必要に応じて組織の構成員になる外部専門家

### 対策

- いじめの未然防止
- 早期発見
- 即時対処に関する具体的方策(別表1)
- 年間指導計画(別表2)
- いじめ防止学習プログラム

未然防止

早期発見

いじめ事象への対処

- ・分かる・できる授業
- ・考えを表現し、伝え合う授業
- ・規律ある、認め合う授業
- ・自己有用感の醸成
- ・いじめへの理解

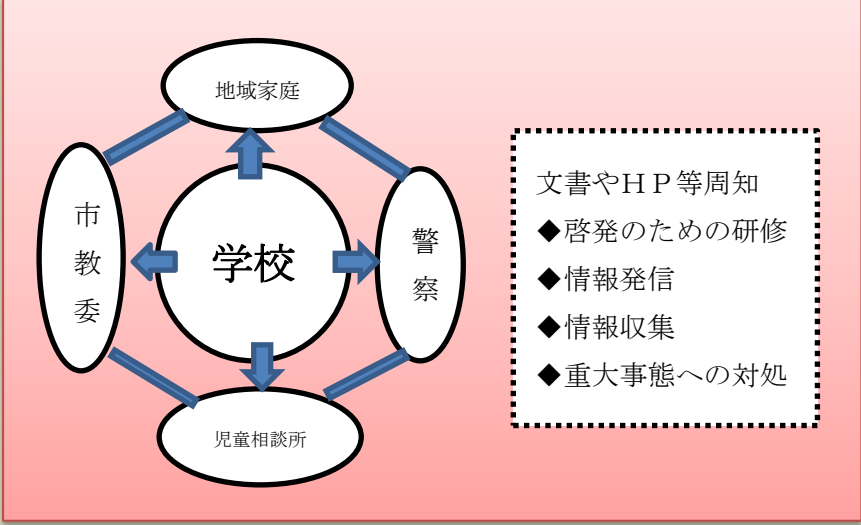
- ・情報の集約と共有
- ・調査の実施
- ・相談体制の整備
- ・学級個別面談やアンケート
- ・なかよしタイムや裁量

- ・発見、通報への対応
- ・ネット上のいじめへの対応
- 重大事態への対応(別表1)

研究推進委員会・生活指導委員会・教育相談部による基本方針や体制づくり

発生報告：学校→市教委→市長  
調査の主体・調査を行う組織・事実関係の明確化・結果の

### 連携



### 研修

- ◇教職員の資質・能力を高める研修(年3回)  
・いじめについての理解・未然防止  
・目録発行やいじめの対処、重た重能等
- ◇保護者への啓発のための研修(年1回)

### 評価

いじめ防止に向けた取組の評価 → 「学校評価」を生かしたPDC Aサイクル